



2023年  
12月号

## 令和5年度の 医療費のお知らせをお送りします！



協会けんぽでは、加入者の皆さまの健康意識をより一層高めていただくことを目的に、ご自身の治療等にかかった医療費が記載された「医療費のお知らせ」を年に一度お送りしています。  
※期間内に受診がない加入者様については、「医療費のお知らせ」は発行されません。

昨年度からの  
変更点はありますか？



### ① 送付時期が早くなりました。

令和6年1月10日～1月23日にかけて  
事業所宛に順次発送の予定です。

### ② 記載される診療期間が変更になりました。

(昨年度)  
主に令和3年10月～令和4年9月診療分まで  
(今年度)  
主に令和4年10月～令和5年8月診療分まで

※送付時期を可能な限り早めるため、診療期間を変更いたしました。  
ご了承ください。

「医療費のお知らせ」は確定申告の医療費控除に利用できます。

国税庁のHPは  
こちら



### よくある質問

**Q 9月から12月までに受診した分の医療費が記載されていないのはなぜですか？**

**A** 医療機関を受診されたデータが協会けんぽに届くまでに、受診月から3ヶ月以上かかります。2月の確定申告にご利用いただけるよう記載期間を8月診療分までに変更いたしました。記載されていない診療分については、ご自身にて明細書の作成をお願いいたします。

**Q 実際に支払った額と、記載されている自己負担額が異なるのはなぜですか？**

**A** 医療機関等の窓口で支払う額は10円未満を四捨五入した額となっているため、一致しないことがあります。また、公費負担医療や高額療養費の払い戻しを受けている場合等については、実際に支払った自己負担額が「医療費のお知らせ」には反映されません。

「医療費のお知らせ」については、協会けんぽHPよりご確認ください。  
またこちらを読み取っていただくと、AIが会話形式でお答えします。



協会けんぽ 医療費のお知らせ

検索

## ～時間内受診を心がけましょう～

### 「時間内受診」をすると…



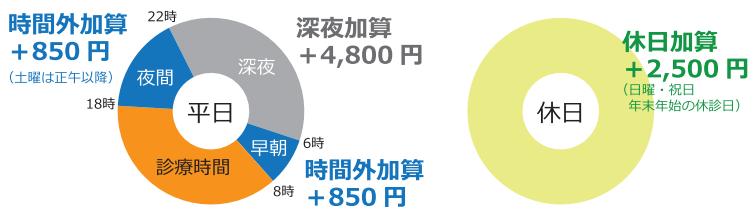
**初診料 2,880 円**

お子さまの休日・夜間の受診に困ったら…

子ども医療電話相談 #8000 へ

平日の夜間や休日に相談することができます

### 「時間外受診」をすると…



※ 上記の金額には、健康保険が適用されます。

夜間や休日などの急病の際に、診療してくれる医療機関は心強い存在です。

しかし、上記のように診療時間外に受診をすると、通常の初診料に加えて割増料金がかかります。

医療機関を受診する際に正しい知識を持って、上手に医療にかかることは、受診者の医療費負担を減らし、また日本の医療制度を守ることにもつながります。

【お問い合わせ先】レセプトグループ：0776-27-8303

## ～「第三者行為による傷病届」をご存じですか？～

例えばこんなとき…



交通事故



他人が飼っている  
ペットに噛まれた

暴力行為



私用中の交通事故やケンカなど第三者行為によって負傷した場合、「第三者行為による傷病届」を協会けんぽへ提出する必要があります。

本来、加害者が負担すべき医療費を協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、協会けんぽでは、「第三者行為による傷病届」の提出に基づき、立て替えた医療費を加害者に請求します。  
適正な保険給付のためにご協力ををお願いいたします。

協会けんぽ 第三者行為

検索

【お問い合わせ先】レセプトグループ：0776-27-8303

## ～「巡回健診」の日程更新のお知らせ～

巡回健診では、地域の施設などで、検診車にてお気軽に生活習慣病予防健診が受けられます。  
詳しくは、日程表に記載の健診機関へご連絡ください。 日程表はこちら →



協会けんぽ 福井支部 巡回健診

検索



## ～年末年始の営業日～

年末：12月 28日(木) 17:15まで 年始：1月 4日(木) 8:30から

協会けんぽの年末年始の営業日は上記のとおりです。お急ぎの要件などございましたら、お早めのお手続きをよろしくお願いいたします。



全国健康保険協会  
協会けんぽ  
福井支部

健康づくりは  
幸せづくり

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪  
毎月10日配信中！

登録ははこちらから⇒



「@kyoukaikenpo.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。